

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例										
議案番号	議案第112号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について													
目的	町民税所得割の寄附金控除対象となる特定非営利活動法人を指定するもの。															
内容	<p>県の指定に伴い指定するもので、指定申請を受理したものの。</p> <p>1 控除対象特定非営利活動法人の指定について 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に規定されている、「町民税の控除対象とする住民の福祉の増進に寄与する寄附金」は、町の税条例で指定することになっている。</p> <p>今回、県の指定(県民税の控除対象)【令和3年10月11日議決】を受けた法人から指定申請があり、琴浦町控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱(平成30年琴浦町訓令第50号)に基づき審査したところ、適切と認められるため、税条例で指定するもの。</p> <p>2 審査内容</p> <p>(1) 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(平成25年鳥取県条例第4号)第6条第1項の規定による指定手続完了の通知の写し</p> <p>(2) 直近の事業報告書等</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 定款等</p> <p>3 指定団体概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>指定期間</th> <th>申出</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td> <td>倉吉市東仲町2571</td> <td>令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで</td> <td>令和3年11月8日</td> <td>各種ウォーキングイベント、教室等</td> </tr> </tbody> </table>						団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容	特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで	令和3年11月8日	各種ウォーキングイベント、教室等
	団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容											
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで	令和3年11月8日	各種ウォーキングイベント、教室等												
補足事項	施行日 公布の日															